

欧州 REACH 認可物質追加への動き

2023 年 4 月、欧州化学品庁(ECHA)は以下の 8 物質を附属書 XIV(認可リスト)に追加するよう 勧告する案を公表しました。 ECHA には、欧州委員会が候補リスト物質(SVHC)を定期的に認可リストに 含めるように勧告する法的義務があります。 勧告する前に協議を行い、コメントと加盟国委員会の意見を考慮 します。

物質名	CAS 登録番号
Ethylenediamine	107-15-3
2-(4-tertbutylbenzyl)propionaldehyde and its individual stereoisomers	-
Lead	7439-92-1
Glutaral	111-30-8
2-methyl-1-(4-methylthiophenyl)-2-morpholinopropan-1-one	71868-10-5
2-benzyl-2- dimethylamino-4'-morpholinobutyrophenone	119313-12-1
Diisohexyl phthalate	71850-09-4
Orthoboric acid, sodium salt	13840-56-7

また、2023 年 3 月には ECHA は認可義務に関する執行プロジェクト(REF-9)の調査結果を発表しています。この調査は 2021 年に実施され、主に川下ユーザー、特に候補リスト物質の最終ユーザーである中小企業 (SME) に焦点を当て、690 件を査察し、254 件の対応措置を実施しています。査察では、例えば川下ユーザーの 26% (4 回の査察のうち 1 回) が認可要件に準拠して使用していないことや、調査した物質の35% において認可決定された条件やリスク管理措置などの情報がサプライヤーからサプライチェーンに適切に伝えられていないことなどが明らかとなり、コンプライアンス遵守を推進する対応措置が講じられています。

ECHA のこれらの動きを踏まえ、候補リスト物質や認可リスト物質の使用状況(含有の有無も含め)を定期的に見直し、顧客への情報提供や当局への届出など、それぞれの規制要件に準拠しているかどうかを確認することをお勧めいたします。

参考:

ECHA recommends eight substances for REACH authorisation

https://echa.europa.eu/-/echa-recommends-eight-substances-for-reach-authorisation

Authorities and ECHA push for compliance with authorisation duties

https://echa.europa.eu/-/authorities-and-echa-push-for-compliance-with-authorisation-duties

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16番地1 四谷 TN ビル 5F

HP: https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/